

第4回嬉野市議会定例会

(議案資料その2)

嬉野市

議案 番号	議案資料名	頁
92	嬉野市コミュニティセンター楠風館指定管理候補者選定協議報告書	1

嬉野市コミュニティーセンター楠風館
指定管理候補者選定協議報告書

令和3年10月8日

嬉野市（総合戦略推進部）

指定管理者選定委員会

1. 経緯

嬉野市コミュニティーセンター楠風館の指定管理者の選定にあたり、嬉野市（総合戦略推進部）指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査（ヒヤリング）等をおこなった。

この度、審査が終了し指定管理候補者を選定したので、ここに審査結果を報告する。

2. 選定委員会 選定委員（順不同）

委員長	松本 泰宏	一社) 嬉野温泉観光協会事務局長
委 員	志 田 誠	税理士
〃	岡 典 子	嬉野市商工会女性部役員
〃	井 上 元 昭	建設部長
〃	筒 井 八 重 美	市民福祉部長

3. 募集及び選定の経過

年 月 日	項 目
令和3年7月2日（金）	第1回指定管理者選定委員会 1) 嬉野市コミュニティーセンター楠風館の概要について 2) 指定管理者制度の導入について 3) 書類審査・面談（ヒヤリング）について 4) 今後のスケジュールについて
令和3年7月12日（月）	公募開始 ・嬉野市ホームページ、班回覧で広報し一般公募
令和3年7月22日（木）	募集要項・仕様書等配布開始 ・嬉野市企画政策課、嬉野市ホームページにてダウンロード
令和3年8月5日（木）	質問書提出期限
令和3年8月10日（火）	質問書に対する回答期限 ・嬉野市ホームページにて回答を公表
令和3年8月17日（火）	応募意思届出書提出期限

令和3年8月23日（月）	その他の書類提出期限
令和3年9月8日（水）	第2回指定管理者選定委員会 1) 書類審査・意見集約 2) 次回の流れについて
令和3年10月5日（火）	第3回指定管理者選定委員会 1) 前回委員会の意見まとめ 2) 団体からの自己紹介・ヒヤリング 3) 採点 4) 採点結果
令和3年10月8日（金）	市長へ審議内容・選定結果を書面により報告

4. 審査について

1) 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」、「嬉野市指定管理者募集要項」を基に、あらかじめ定めた評価項目及び配点にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査(ヒアリング)による応募団体への質疑をもとに厳正な審査を行った。

今回応募者が1団体であったため、この1団体が指定管理候補者として適當か否かについて審査を行った。適當とする判断基準は審査表による全委員の得点の合計の平均が7割以上とした。

2) 応募資格等

応募のあった1団体について、募集要項に定める「応募者の資格」及び「欠格事項」への該当の有無等については、事務局より問題がない事の説明を受け確認した。

指定管理者募集要項（抜粋）

9 応募資格（欠格条項）

指定管理者の応募者は、申請時に嬉野市内に事務所又は事業所を置く法人その他の中間組織（以下「法人等」という。）でなければならない。また、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者に応募することができない。

①地方自治法第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない法人等

②地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から

- 指定管理を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない法人等
- ③地方自治法第 211 条の 2 第 11 項の規定により市又は他の地方公共団体から
指定管理に係る業務の全部又は一部の停止を命じられ、その停止期間満了の日か
ら 6 ヶ月を経過しない法人等
- ④代表者が、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税、固定資産税
を滞納している法人等
- ⑤会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしている法人等
- ⑥市又は他の地方公共団体が行う建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の
請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている法人等
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団
及びそれらの利益となる活動を行うもの

3) 選定評価項目、配点

選 定 項 目	配 点
住民の平等利用を確保することができるものであること。	20 点
事業計画書等の内容が公の施設の効用を最大限に發揮させるととも に、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	40 点
事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有 するものであること。	40 点
合 計	100 点

4) 応募団体

今回、応募した団体は、下記の 1 者のみ。

五町田地区地域コミュニティ運営協議会（会長：織田 繁実）

5) 志望動機・ヒヤリング要旨

事前に提出された申請書等を審査した上で質問を行った。内容は以下のとおり。

【志望動機】

楠風館は五町田地区コミュニティ地域内に建設され市民から愛され利用されてきたが、近年利用率が下がってきていていると聞いている。それに加え、建設されてすでに 17 年以上経過しており建物全体的な老朽化も懸念されている。このままでは施設設置の目的はおろか利用者がますます減り楠風館の存続が危ういと考える。

そこで、五町田コミュニティが指定管理者として運営し地元の施設ということで愛着

を持って運営していくことでこれまで以上の利用者を呼び込み楠風館を年齢性別問わず市民全員が親しみをもって利用できる施設にしたいと思った。

五町田地区地域コミュニティは、発足して約13年経過し地域の方々と共に様々な行事を実施していく中で、コミュニティの存在も認めていただき人と人とのつながりを軸とした活動を通して信頼を得ていると実感している。コミュニティならではの強みを楠風館の運営に活かすことができる。

現在五町田コミュニティが事務所として利用している建物は老朽化が進み、駐車場も満足に確保できず思うように活動ができないことがある。楠風館はそのような問題を解決でき、コミュニティの区域内にある公共施設ということでコミュニティ活動もさらに推進できることが見込まれる。お互いにメリットのあることだと考える。

【ヒヤリング要旨】

- ・施設の利用は市民全員が可能であるが、五町田地区地域コミュニティが運営するとなつた場合、施設利用の優先順位はどう考えているか。

→利用申請書の提出順とし、五町田地区内の行事だからと優先することはない。

- ・自主事業として木工教室の提案があるが、広く多くの方に利用してもらうために人数や回数を増やせないものか。

→おそらく参加者は小学校低学年から中学年が多いと見込まれるため、まずはスタッフの目の届く範囲で実施したい。実施していく中で要領をつかめれば拡大していくたい。

- ・自主事業を実施していく中で、職員7名体制で可能なのか。

→メインの講師を外部に委託するか、参加者自らが講師となり実施する事業であるため、楠風館職員はスタッフのような立ち回りとなり今考えている体制で可能と思われる。

- ・コロナ禍で自主事業を行う際も検温や消毒が欠かせないとと思うがそのような事務もこの体制で可能ということか。

→可能と思われる。そのような観点からも最初は小規模で実施していきたい。

- ・スタッフの方々の募集の際は、新規の方のみしか募集しないのか、現在勤務されている方も対象となるのか。

→現在勤務されている方も対象となる。

- ・予算書の中の人件費について、労働保険等々の保険料も含まれているのか。

→現在の予算書には含んでいない。現在コミュニティとしては保険をかけていないため、指定管理者となる場合は各機関に相談する。

- ・時間外勤務等の対応は想定されているか。

→時間外勤務等が発生しないように工夫する。

- ・指定管理者となれば市からの委託料をもらうことになり収入があることになる。こ

れには消費税が発生し課税対象となる。また令和5年10月からはインボイス制度が適用されることになる。申告や納税などこれまでしなくてよかった事務が発生するのでご承知おき頂きたい。また、予算に関しても納税しなければいけないことを念頭に置いて資金繰りを行っていただきたい。

→専門の方に相談していきたい。

- ・嬉野市にはコミュニティが7つあるが、今後楠風館を運営していくなかで他のコミュニティと連携することは考えられているか。

→月に1度全コミュニティの事務局長会議が開催されているがその中で今後話し合いたい。

- ・木工教室で利用する佐賀県産の木材というのは何か特別なブランドがあるのか。

→多良岳産のスギはブランド化されている。

- ・コミュニティの事業と指定管理者としての事業の両方を今後実施していくことになると思うが、申請書を見ると指定管理者としての楠風館の事務は基本的に館長が実施することになっているが、自主事業を実施する場合のチラシ作りや広報なども館長が実施するのか。

→基本的に館長が実施する。

- ・合宿などの宿泊の際の運用はどう考えているか。

→これまでどおり、夜間は宿泊者に鍵を預けることになる。

- ・展示館の利用促進についてどう考えているか。

→靴のまま利用できる造りを活かし地区内で菊の栽培や盆栽をしている園芸クラブなどに声かけを行いたい。

- ・五町田地区だけでなく市全体への広報をされるということだが、SNS等を利用するにはそれが得意な人材が必要かと思われる。それについてどう考えているか。

→得意な方に積極的な声かけを行いたい。

- ・インターネット環境の整備はどう考えているか。

→将来的には整備できればと思う。利用者の年齢層から見て子供連れの30~40代の女性も多くおり携帯電話の利用も多いであろうからWi-Fi整備など検討したい。

5) 審査得点

単位：点

選定項目	配点	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E
住民の平等利用を確保することができるものであること。	20	18	16	18	14	15

事業計画書等の内容が公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	40	30	29	30	26	26
事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	40	29	30	31	30	29
合 計	100	77	75	79	70	70
平均				74.2		

全審査委員の得点の合計の平均 74.2 点
よって応募団体を指定管理候補者として決定した。

5.まとめ

1) 審査講評

審査項目のほとんどで得点は70%の選定ラインを超えているものの、以下の項目について特徴的であった。

◎過半数の委員の得点が70%未満（16項目中3項目）

- ・自主事業の計画内容は、施設の効用を發揮し設置目的を達成するものか。
- ・経費の縮減が図られているか。
- ・収支の内容は妥当であるか。

◎各委員の得点で70%未満がない（16項目中5項目）

- ・敷地内の状態を安全に清潔に保つことができるよう方策がとられているか。
- ・収支の計画は適切か、実現性の高い計画となっているか。
- ・自主事業の計画内容は、具体性・現実性があるか。
- ・自主事業を実行するにあたり必要な能力が確保される計画になっているか。
- ・事業内容と比較して職員配置は適切か。人材育成、研修計画は施設の安定的運営、利用者サービス向上に役立つものであるか。

以上のことから、自主事業の具体性・現実性や、安全確保の審査項目には評価を得ているものの、それが施設の効用を發揮し、設置目的を達成するものかについてはあまり評価を得られない結果となった。「地域の子どもからお年寄りまで世代間の交流を促進する場を提供するとともに、伝統技術の展示・体験をすることにより、地域コミュニティの活性

化と地域福祉の増進に寄与する」ことのできる施設となるよう、自主事業の実施はもとより楠風館の運営方法についても再考いただきたい。

ただし、職員配置や人材育成などの計画が明確であり、楠風館が受付業務を主とする施設のため、その点においてはこれまでの運営から大きく改善されることが期待される。

また、地域との連携という点においては、地域コミュニティならではの「住民からの信頼」といった強みを發揮し、人と人とのつながりを重視したサービス向上が見込まれる。

楠風館の利用料等収入増を目的とした自主事業の広報手段（SNS・ホームページ等の活用）については、専門的知識とまではいかないが、普段からそのような媒体の利用に対し苦手意識のない人材の確保などの課題が意見としてあげられた。

2) 総評

今回、指定管理者制度を導入する施設は、老若男女がサークル活動や合宿、ジム、入浴など様々な利用をされるものである。また、嬉野市全体でみても宿泊のできる公共施設はほかになく、自主事業を実施しつつ、それが市全体の利用率増加につながるよう工夫しなければならない厳しい条件であったと推測する。

審査にあたっては、利用者の利便性の向上のほか、経費の効率的な運営、利用者の平等利用に関する項目、安定的な施設運営に関する項目の視点から書類審査を行った。

さらに面接審査を踏まえ、指定管理候補者として五町田地区地域コミュニティ運営協議会を選定した。

当面、近年の利用者の急減や老朽化による修繕資金繰りなど課題が多い。コロナ禍において仕方がない面もあるが情勢に合わせ運営方法を見直す必要もある。

本選定委員会としては、前述した問題を少しでも解決していくためにこれまでの運営方法を見直し、より利用者に寄り添ったサービスの向上が必須と考える。加えて自主事業などの新たな取り組みにより再度楠風館の認知度を高めることも必要だと考える。

以上のことから、指定管理候補者として適当であるという意見を付して総評とする。

今後、市と指定管理者とが積極的に協力して、利用者目線の利便性の向上、経費の効率的な運用に努力していただきたい。